

業務仕様書

委託者と受託者の間に締結する微小粒子状物質(PM2.5)成分分析業務委託（以下「本契約」という。）に係る必要事項について、下記のとおり定める。

記

1 委託概要

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の状態の常時監視に関する事務の処理基準」に基づく微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析と、測定結果の取りまとめを行う。

2 分析項目

分析項目は以下のとおりとする。

(1) イオン成分

硫酸イオン、硝酸イオン、塩化物イオン、ナトリウムイオン、カリウムイオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン、アンモニウムイオン

(2) 無機元素成分

ナトリウム、アルミニウム、ケイ素、カリウム、カルシウム、スカンジウム、チタン、バナジウム、クロム、マンガン、鉄、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ヒ素、セレン、ルビジウム、モリブデン、アンチモン、セシウム、バリウム、ランタン、セリウム、サマリウム、ハフニウム、タングステン、タンタル、トリウム、鉛

(3) 炭素成分

有機炭素(OC1、OC2、OC3、OC4)、元素状炭素(EC1、EC2、EC3)、炭化補正值(OCpyro)

3 試料捕集地点

自動車排出ガス測定局 林崎局（明石市林崎町1丁目8-10 明石市立林小学校内）

4 測定時期

春夏秋冬の4季節において各季2週間の調査を実施する。原則、下記に示す期間に試料捕集を行うこととするが、気象条件の悪化等でやむを得ない場合にかぎり、委託者に承諾を得たうえで期間を変更できるものとする。その場合においても、可能な限りコア期間を外さずに試料捕集を行うものとする。

※試料捕集期間

春季:令和7年5月15日(木)～5月29日(木) コア期間 5月19日(月)～5月26日(月)

夏季:令和7年7月24日(木)～8月7日(木) コア期間 7月28日(月)～8月4日(月)

秋季:令和7年10月16日(木)～10月30日(木) コア期間 10月20日(月)～10月27日(月)

冬季:令和8年1月22日(木)～2月5日(木) コア期間 1月26日(月)～2月2日(月)

5 捕集方法、測定方法及び精度管理等

捕集方法、測定方法及び精度管理等は、環境省がホームページに掲載している最新の「大気中微小粒子状物質(PM_{2.5})成分測定マニュアル」によるものとする。

※「大気中微小粒子状物質(PM_{2.5})成分測定マニュアル」掲載ページ

URL : <https://www.env.go.jp/air/osen/pm/ca/manual.html>

6 異常値検出時の対応

(1) 委託者への報告

受託者は、異常値が疑われる場合、測定工程の確認を行った上で速やかに委託者に報告するものとする。その際、試料捕集時の周辺状況における測定値に影響を与え得る事象(黄砂等の越境汚染、工事、野外焼却、火災及び花火大会等。)の有無も報告すること。

(2) 再測定の実施

(1)における異常値の発生が試料のコンタミネーションや測定工程上の人的過誤に起因する場合、受託者は自らの費用負担で速やかに再測定を実施するものとする。

(3) その他

試料捕集中に4時間を超える中断があった場合も(2)と同様の扱いとする。ただし、急激な気象条件の悪化等、やむ負えない場合はこの限りでない。

7 実施計画書の作成

本契約を実施するにあたり、受託者は、契約締結後一週間以内に委託者と協議し、委託者の示す方針に基づき実施計画を作成し、下記に示した書類を提出して委託者の承認を得るものとする。なお、実施計画書の提出をもって、明石市業務委託契約約款第3条に基づく工程表の提出に代えることができるものとする。

(1) 業務着手届

(2) 実施計画書

(3) 協議録

(4) 緊急時連絡体制表

8 結果報告

(1) 各季報告

各季の調査終了後、下記の書類等を提出するものとする。報告期限は試料捕集終了日より45日以内とする。

- ① 計量証明書
- ② 分析結果一覧表（操作ブランク、トラベルブランク、二重測定結果等を含む）
- ③ 試料捕集時記録データ及び現場写真

(2) 年間報告

冬季の調査終了後、下記の書類等を提出するものとする。報告期限は試料捕集終了日より45日以内とする。

- ① 年間測定結果（別紙「環境省への報告様式」）
- ② 年間報告書（測定結果の評価を行ったもの。書面及び電子データで提出）
- ③ 各季報告の電子データ

(3) 留意事項

- ① 環境省への報告様式は2024年度報告様式を参考として添付するが、契約履行期間開始後に改訂される可能性がある。
- ② 「大気中微小粒子状物質(PM_{2.5})成分測定マニュアル」では、測定値の桁数を有効数字3桁で環境省へ報告することが求められているため、環境省報告様式については有効数字3桁まで表記するものとする。一方、計量証明書については有効数字2桁まででもよいものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、法令を遵守し業務を遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図らなければならない。
- (3) 業務に必要な消耗品、機材等は全て受託者が準備するものとする。
- (4) 明石市業務委託契約約款第6条第1項により、業務の全部又は設計図書の主たる部分の再委託を禁止する。ただし、当該業務委託については、試料捕集業務の再委託を認める。その場合、受託者は「再委託（変更）承諾申請書」を提出し、委託者の承認を得なければならないものとする。なお、再委託にかかる契約書等の提出を求めることがある。
- (5) 業務の実施に当たっては、安全の確保に留意し、付近の人、施設等に事故が

ないよう注意し、事故、苦情等が生じた場合には、受託者の責任において速やかに対処しなければならない。

- (6) 事故等により、調査に支障をきたす恐れのある場合には、速やかに受託者は委託者と協議の上、対処するものとする。
- (7) 提出する電子データのファイル形式は、文書についてはPDF形式、数値データについてはMicrosoft社 Office Excel形式(Ver. 2010以降)とする。
- (8) 本仕様書に定めるものの他、疑義の生じた事項については別途、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。